

No.10

公園・緑地の評価調書

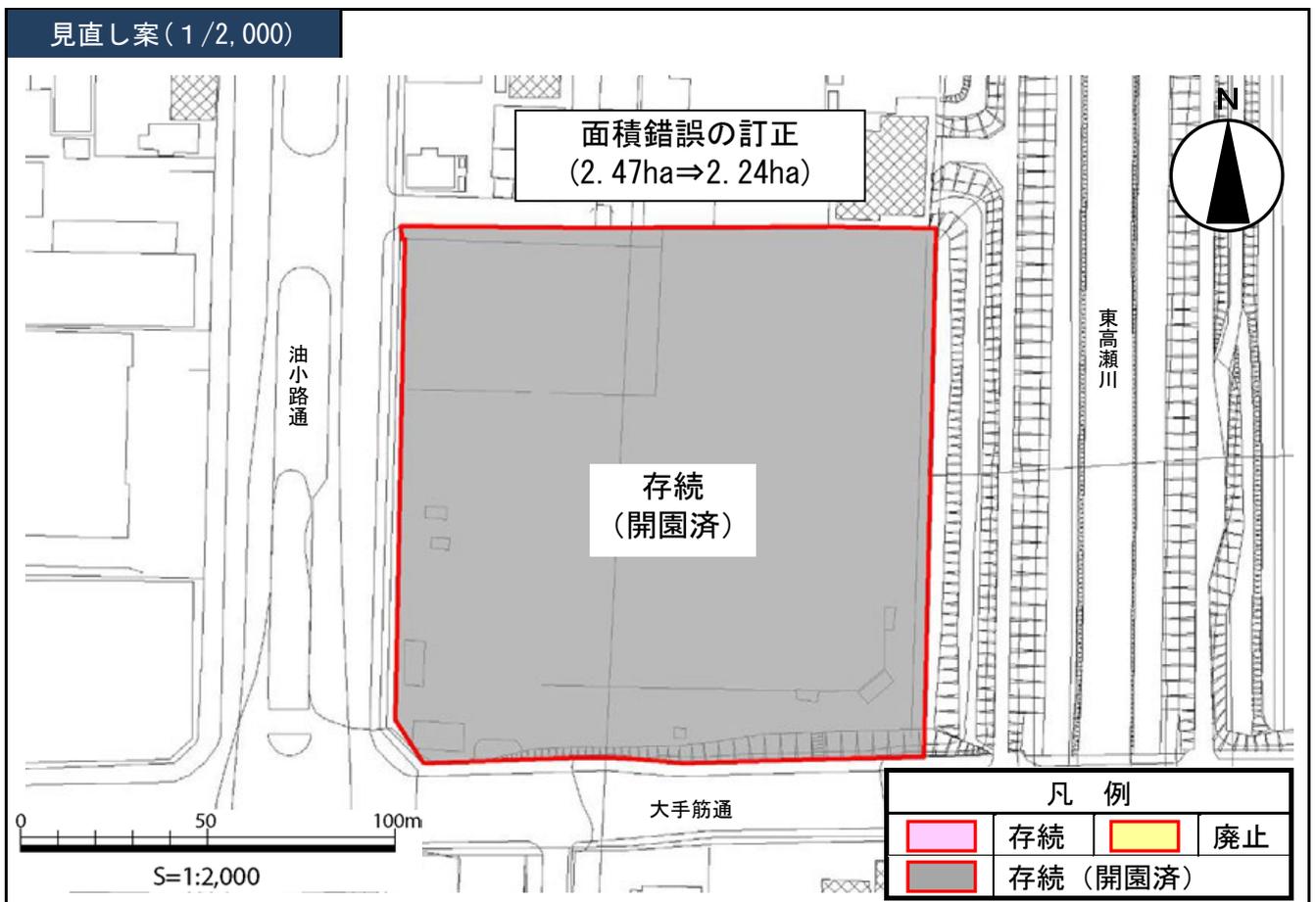
40 三栖公園

(平成25年1月21日)

三栖公園の見直し方針

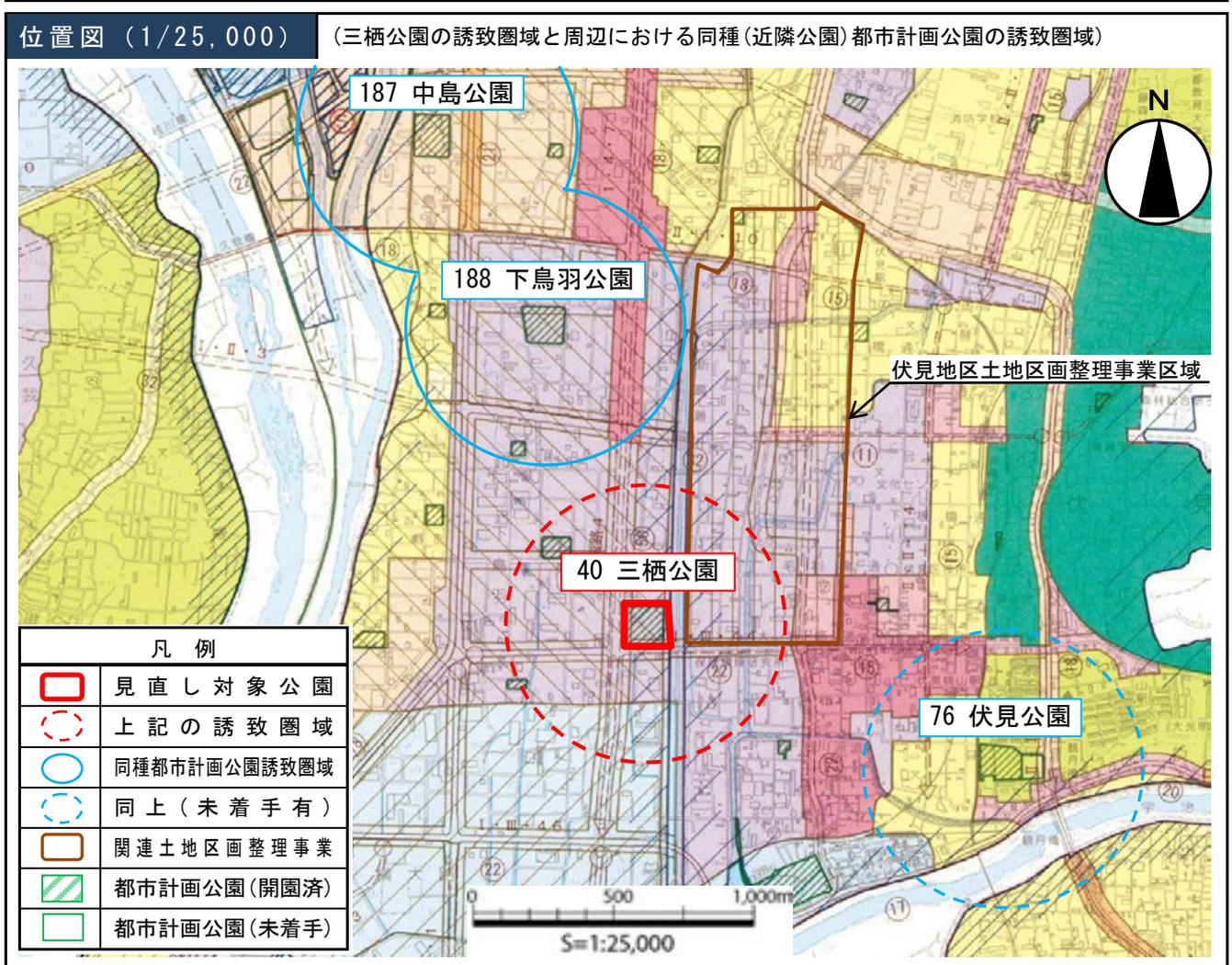
1. 見直し案

計画面積 2.47ha が開園面積（実態）2.24ha と整合していないため、計画面積を 2.24ha に訂正する必要がある（区域の訂正なし）。



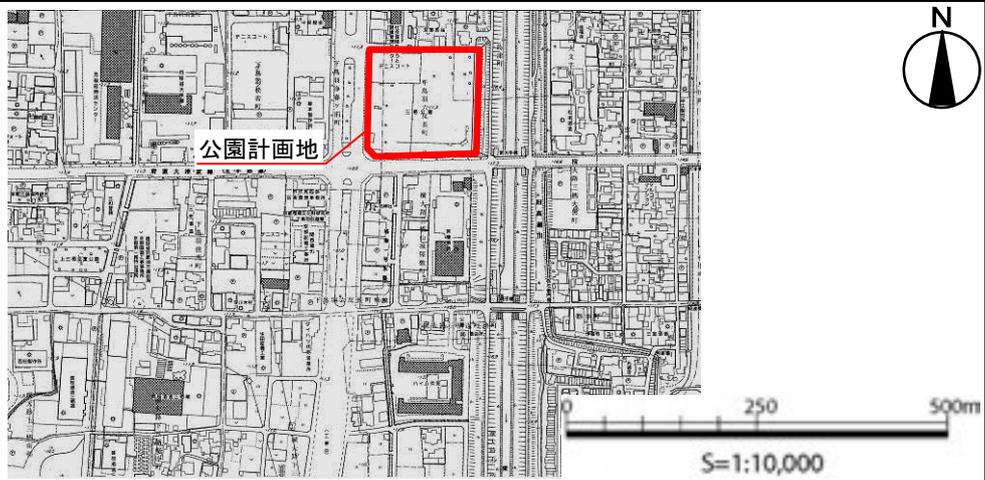
2. 公園の概要

公園名称（ふりがな）	三栖公園（みすこうえん）	都市計画番号	40
公園位置	伏見区島津町他	公園種別	近隣公園
都市計画決定告示（当初）	昭和16年3月25日	区域面積（当初）	2.47ha
事業認可	—	経過年数（平成24年3月31日基準）	71年
都市計画決定理由等	<p>京都市においては近時産業上の施設拡充により人口益々集中の勢にあり市民の保健施設並びに非常災害時における避難施設等の整備は緊急を要するものあるを以て都市計画公園三ヶ所を追加せんとするものなり（西院公園、太秦公園と同時決定）</p> <p>※防空緑地として計画決定</p> <p>※時代背景：第二次世界大戦</p>		
都市計画決定告示（最終）	昭和30年5月27日（40号）	区域面積（最終）	2.47ha
都市計画変更の内容	番号の変更	用途地域（容積率）	準工業地域（200, 300, 400%）
都市計画施設等	—		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし		
地域防災計画	「広域避難場所」（安全面積2.20ha）に位置付け		



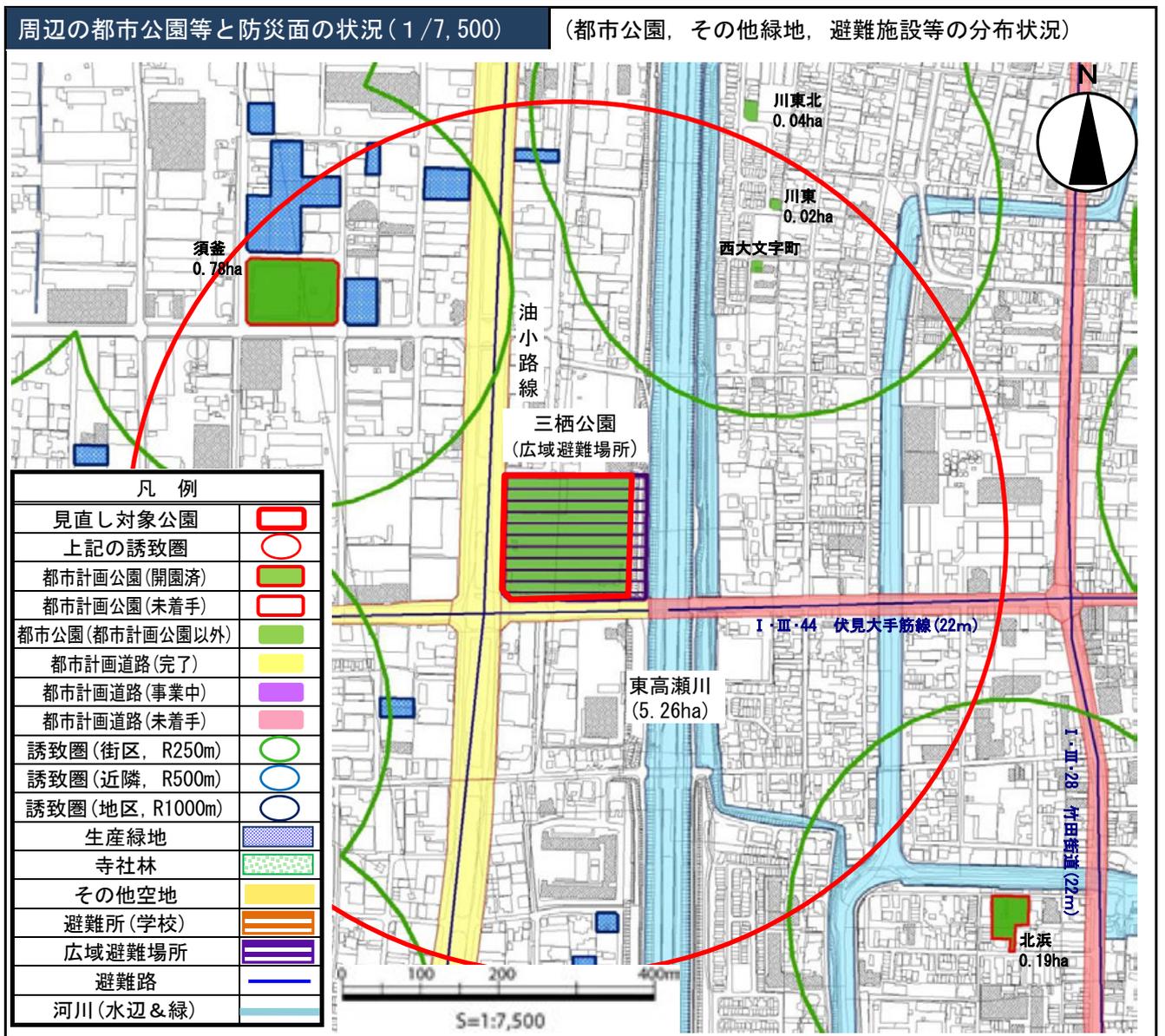
開園状況	実態として全域開園済	公園設置年月日	昭和17年6月8日
現在の供用面積	2.24ha	未着手面積	0.23ha(未着手率:9.3%)
整備の経過と現在の状況	都市計画決定後、早い段階でほぼ全域で整備・開園されたと推定されるが、未着手部分が不明である。 施設の現況：野球場、グラウンド、テニスコート、フットサルコート等		
未着手部分の土地利用	実態として全域開園済（未着手部分は不明）		
樹林地等の有無	該当なし。		
現時点での整備予定	なし。		
整備の遅れによる地域の問題・課題	特になし。		
都市計画決定と開園部の整合状況	都市計画決定と開園状況には不整合がある。(都市計画決定面積は2.47haであるが、開園済面積が2.24haである。)		



<p>公園周辺の市街化の変遷</p>	<p>昭和37年の地図では、公園部分は空地として確保されており、公園の周辺地域の大部分は農地となっている。昭和52年、平成6年の地図では、公園の周辺で土地区画整理事業が進められ、宅地化が進展している。</p>
<p>現在人口及び人口密度 (誘致圏内の町丁目人口)</p>	<p>人口：3,896人、面積：76.5ha、人口密度：50.9人/ha (誘致圏を構成する概ねの町別(24町)人口(国勢調査(H22.10.1))及び面積の合計) 誘致圏域(78.5ha)に換算した人口：3,998人</p>
<p>市街化の変遷図</p>	<p>1/10,000</p>
<p>昭和37年</p>	
<p>昭和52年</p>	
<p>平成6年</p>	

都市公園等の配置状況	近隣公園上	誘致圏内	・(都)三栖公園(2.24ha, 開園部分)
		誘致圏外	—
	街区公園	誘致圏内(小計:0.91ha)	・(都)須釜公園(0.78ha, 400m北西) ・(都)上三栖公園(0.22haのうち0.11ha, 400m東)
		誘致圏外	・川東公園(0.02ha, 400m北東) ・川東北公園(0.04ha, 500m北東) ・(都)北浜公園(0.19ha, 700m南東)
	その他緑地	誘致圏内	・東高瀬川(5.26ha)
その他空地	誘致圏内	—	

避難施設等の分布状況	広域避難場所	三栖公園
	避難所	下鳥羽小学校等：誘致圏域外
	避難路	(都)油小路線(50m, 南北方向), 伏見大手筋(22m, 東西方向)



No.11

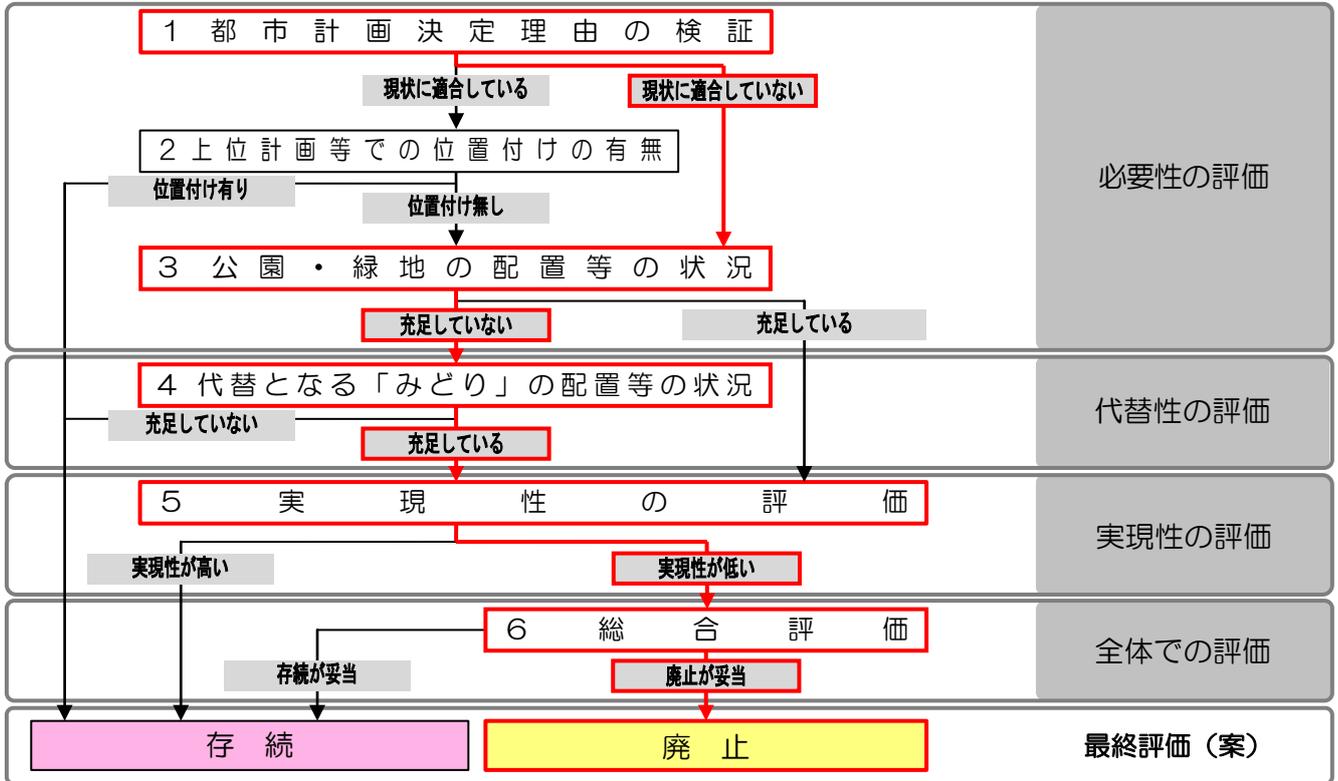
公園・緑地の評価調書

48 西野公園

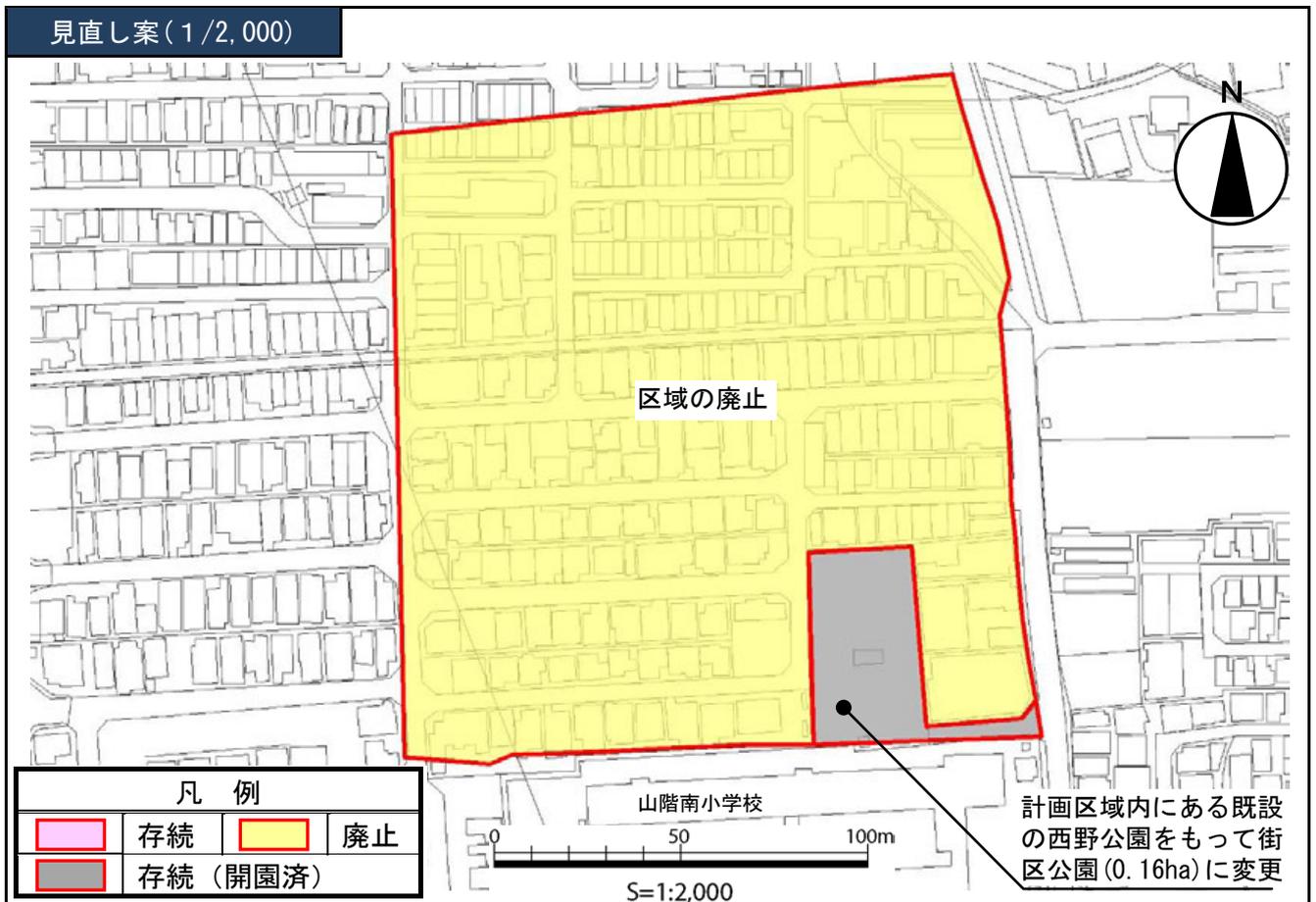
(平成25年1月21日)

西野公園の見直し方針

1. 見直し案



※詳細の評価内容は11西野-2頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合していない	都市計画決定理由（市民の保健衛生並びに有事避難等の為の諸施設）は防空緑地としての計画決定であり、現在意義は失われている。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 山科中央公園及び東野公園（近隣公園）の誘致圏域と重複するエリアがあるものの、他の近隣公園の誘致圏域から離れているため、近隣公園の適正配置の観点からは充足していない。
		<公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝2.37㎡/人≦5㎡/人 ※誘致圏の公園・緑地面積：2.10ha（近隣公園 1.74ha, 街区公園 0.36ha）÷誘致圏の人口：8,875人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<「みどり」の配置> 誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・山科川（環境保全、景観形成、防災） ・山科中学校・山階南小学校（防災）
		<「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝7.28㎡/人≧5㎡/人 ※代替となる「みどり」の面積：6.46ha（上記公園・緑地, 山科川 1.75ha, 山科中学校 1.53ha, 山階南小学校 1.08ha） ÷誘致圏の人口：8,875人
5 実現性の評価	実現性が低い	<地域コミュニティの存続への影響> 一団の住宅地（約220戸）を買収する必要がある、既存の住宅地におけるコミュニティ存続への影響がある。
		<買収対象となる建築物の立地状況> 住宅地（約220戸）等
		<関連事業の状況> 関連事業はない。
		<早期に整備効果が見込めるか> 一団の住宅地の移転となると、権利者の合意形成及び膨大な用地費・補償費が必要となり、事業の長期化が推定される。 住宅地等は買収が必要であり、既存コミュニティ存続への影響及び権利者の合意形成等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。
6 総合評価	廃止が妥当	広域避難場所として東野公園・山科中学校グラウンドが近接しており、避難所として山階南小学校が隣接していることから、計画区域から未着手区域を削除しても防災上の問題はない。

※[] は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し案	区域の一部廃止 (2.64ha⇒0.16ha)
評価内容	未着手区域における一団の住宅地の買収は困難と推定されること、また、広域避難場所として東野公園・山科中学校グラウンドが近接しており、避難所として山階南小学校が隣接していることから、未着手区域は廃止とする。なお、既設の西野公園をもって街区公園に変更する。

3. 公園の概要

公園名称(ふりがな)	西野公園(にしのかうえん)	都市計画番号	48
公園位置	山科区西野大鳥井町他	公園種別	近隣公園
都市計画決定告示(当初)	昭和17年5月19日	区域面積(当初)	2.64ha
事業認可	昭和17年3月31日 2.64ha	経過年数(平成24年3月31日基準)	69年
都市計画決定理由等	京都市においては比率人口密度著増せるに鑑み市民の保健衛生並びに有事避難等の為の諸施設の整備は急速必要とする状況なるにより新たに都市計画公園三ヶ所を追加せんとするものなり(宝池公園, 一乗寺公園と同時決定) ※防空緑地として計画決定 ※時代背景: 第二次世界大戦		
都市計画決定告示(最終)	昭和30年5月27日(48号)	区域面積(最終)	2.64ha
都市計画変更の内容	番号の変更	用途地域(容積率)	第一種中高層住居専用地域(200%)
都市計画施設等	山科東部地区土地区画整理事業区域(全域で未着手)に隣接		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし		
地域防災計画	位置付けなし		
位置図(1/25,000)	(西野公園の誘致圏域と周辺における同種(近隣公園)都市計画公園の誘致圏域)		

凡例

□	見直し対象公園
○	上記の誘致圏域
○	同種都市計画公園誘致圏域
○	同上(未着手有)
○	関連土地区画整理事業
■	都市計画公園(開園済)
□	都市計画公園(未着手)

開園状況	一部開園済	公園設置年月日	昭和52年7月1日
------	-------	---------	-----------

現在の開園面積	0.16ha	未着手面積	2.48ha(未着手率:93.9%)
---------	--------	-------	--------------------

整備の経過と現在の状況	<p>昭和17年に防空緑地として決定し、一度は用地が確保されたが、戦時中、食料事情により耕作地としていたため、戦後、自作農創設特別措置法(農地改革,昭和21年)の対象となり、政府が買収して耕作者に払い下げられたと推定される。その後宅地化が進行した。</p> <p>地元自治連合会からの要望により、公園計画区域内の京都市土地開発公社用地を昭和50年度に買収、昭和51年度に施設整備し、開園(1,638㎡)した。</p> <p>施設の現況:多目的広場,滑り台,ブランコ,パーゴラ,砂場等</p>
-------------	---

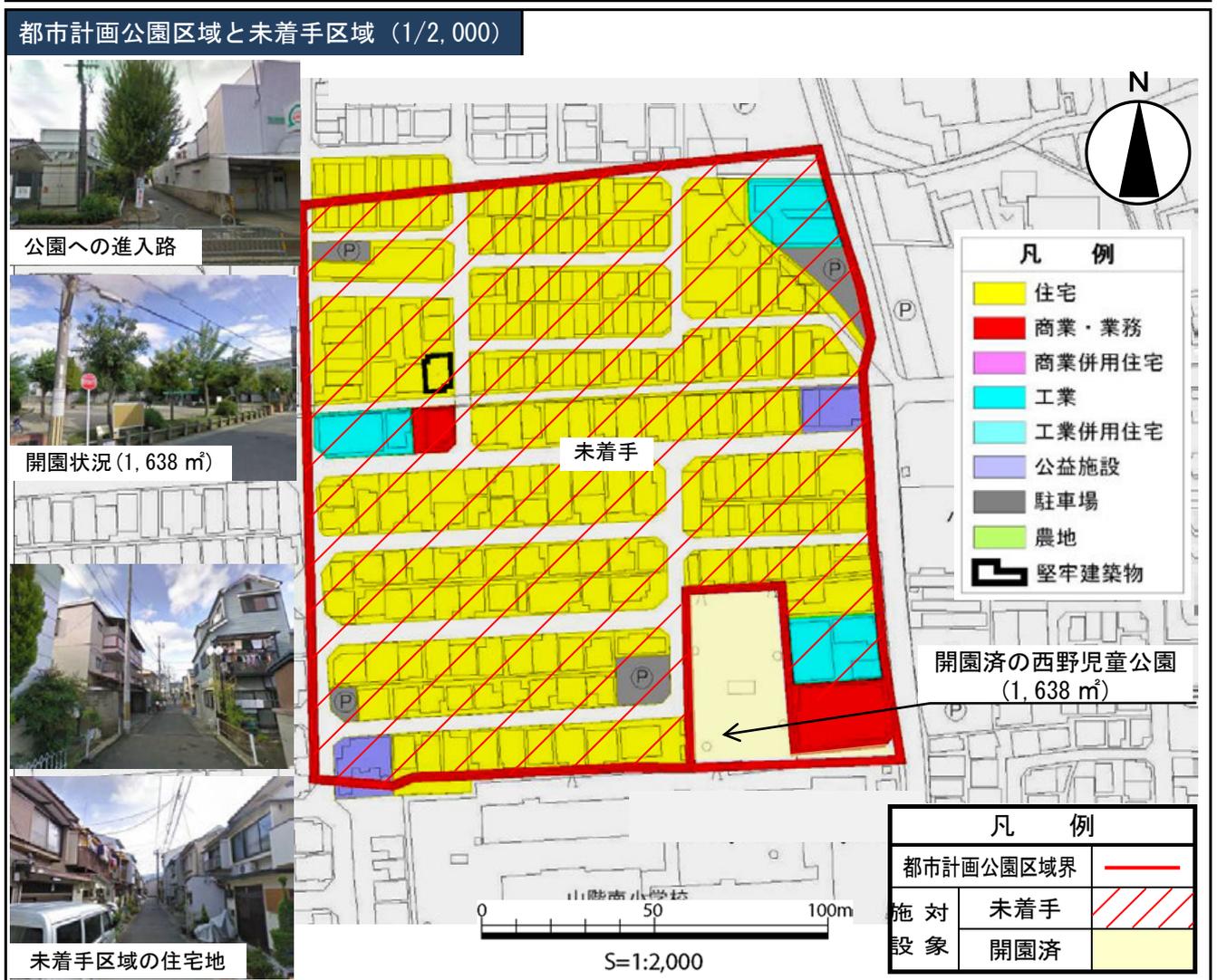
未着手部分の土地利用	未着手部分のほぼ全域が住宅地として開発済であり、多くの戸建て住宅(約220戸)が立地している。		
	整備に向けた必要事項	用地買収 移転補償	未着手部分2.4haうち民有地2.1ha 物件数:222棟(大部分が専用住宅)

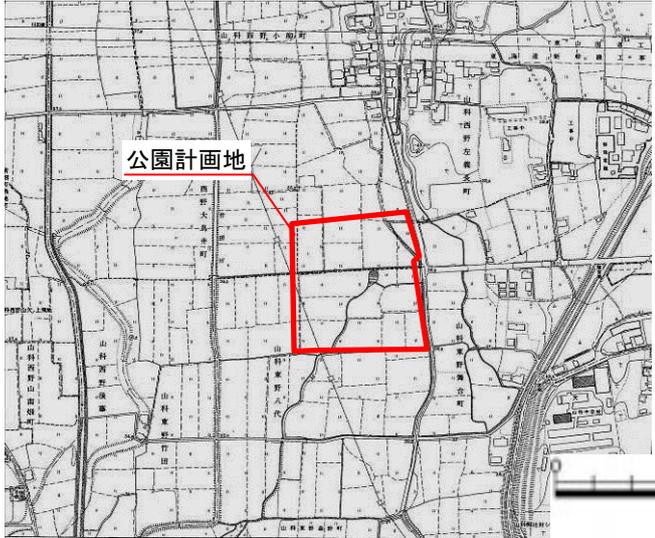
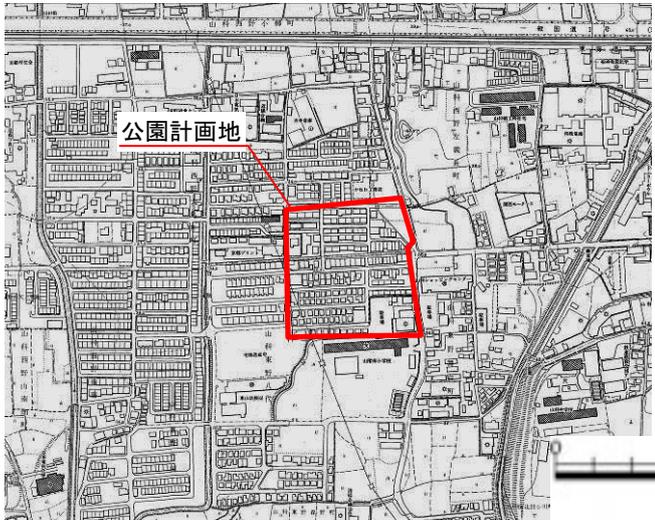
樹林地等の有無	該当なし。
---------	-------

現時点での整備予定	現時点で整備予定はない。
-----------	--------------

整備の遅れによる地域の問題・課題	都市計画法第53条により計画区域内での建築行為が制限され、土地の高度利用ができない。
------------------	--

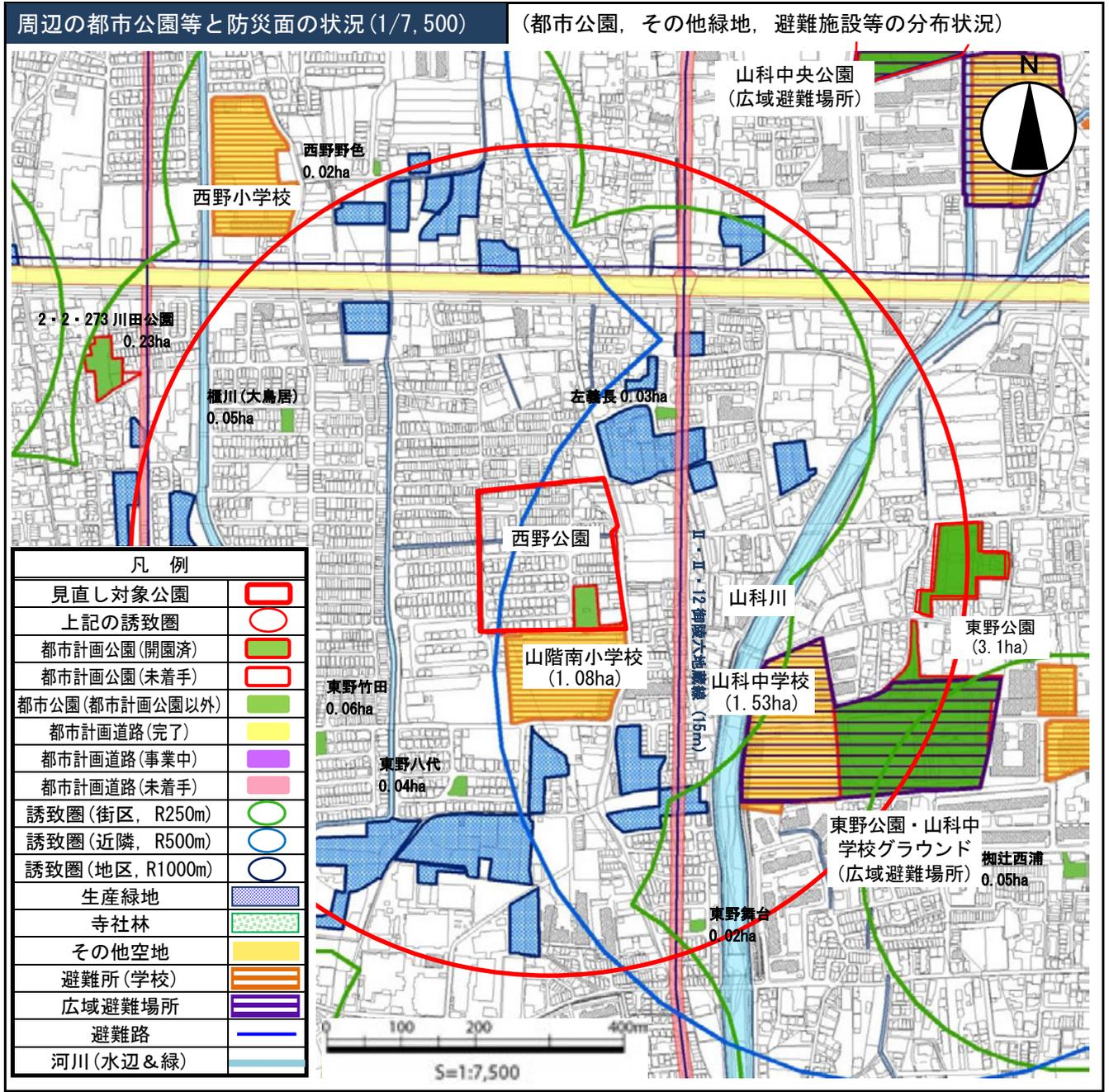
都市計画決定と開園部の整合状況	都市計画決定面積と開園面積の不整合はない。
-----------------	-----------------------



<p>公園周辺の市街化の変遷</p>	<p>昭和38年の地図では、計画区域を含む周辺地域は一団の農地である。昭和49年、昭和62年の地図では公園の計画区域及び周辺地域において宅地化されている。</p>
<p>現在人口及び人口密度 (誘致圏内の町丁目人口)</p>	<p>人口：12,403人、面積：109.7ha、人口密度：113.1人/ha (誘致圏を構成する概ねの町別(17町)人口(国勢調査(H22.10.1))及び面積の合計) 誘致圏域(78.5ha)に換算した人口：8,875人</p>
<p>市街化の変遷図</p>	<p>1/10,000</p>
<p>昭和38年</p>	 <p>A map from 1965 showing a rural landscape with agricultural fields. A red rectangular outline highlights the '公園計画地' (Park Plan Area). A scale bar at the bottom right indicates 0, 250, and 500 meters, with a scale of S=1:10,000. A north arrow is in the top right corner.</p>
<p>昭和49年</p>	 <p>A map from 1974 showing the same area with significant residential development. The '公園計画地' is still outlined in red, but it is now surrounded by a dense grid of buildings and streets. A scale bar at the bottom right indicates 0, 250, and 500 meters, with a scale of S=1:10,000. A north arrow is in the top right corner.</p>
<p>昭和62年</p>	 <p>A map from 1987 showing further residential development. The '公園計画地' is outlined in red, and the surrounding area is now almost entirely built up with residential structures. A scale bar at the bottom right indicates 0, 250, and 500 meters, with a scale of S=1:10,000. A north arrow is in the top right corner.</p>

都市公園等の配置状況	近隣公園以上	誘致圏内	・(都)東野公園(3.1haのうち1.74ha, 500m東)
		誘致圏外	・(都)山科中央公園(1.9ha, 800m北東)
	街区公園	誘致圏内 (小計: 0.36ha)	・(都)西野(みょうが池)公園(0.16ha, 開園部分) ・左義長公園(0.03ha, 200m北) ・櫃川公園(0.05ha, 400m北西) ・東野竹田公園(0.06ha, 400m南西) ・東野八代公園(0.04ha, 300m南) ・東野舞台公園(0.02ha, 500m南)
	その他緑地	誘致圏内	—
	その他空地	誘致圏内 (小計: 4.36ha)	・山科川(1.75ha) ・山科中学校(1.53ha, 広域避難場所の一部) ・山階南小学校(1.08ha, 避難所)

避難施設等の分布状況	広域避難場所	東野公園・山科中学校グラウンド(300m東)
	避難所	山階南小学校(隣接南), 山科中学校(400m東): 誘致圏域内
	避難路	東山国道(22.5m, 東西), 御陵六地藏線(15m, 未着手)



No.12

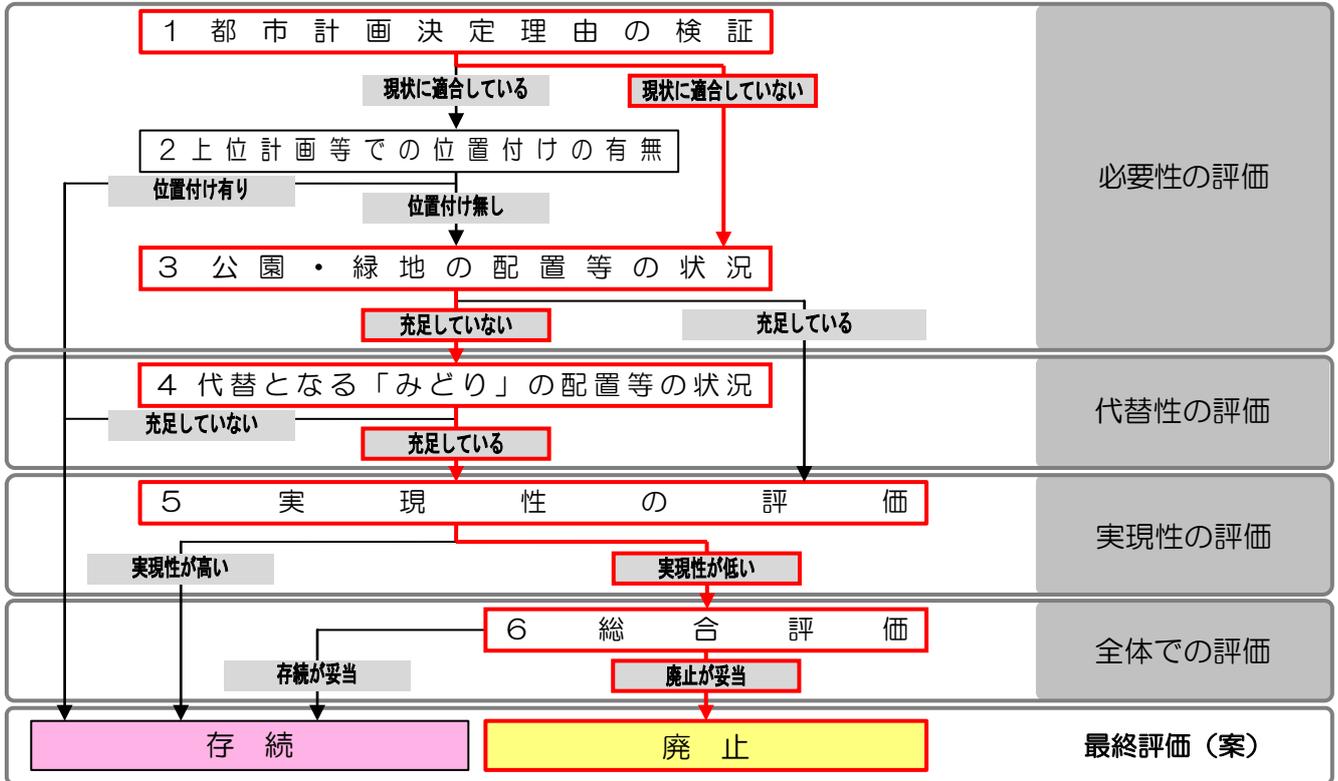
公園・緑地の評価調書

49 西中公園

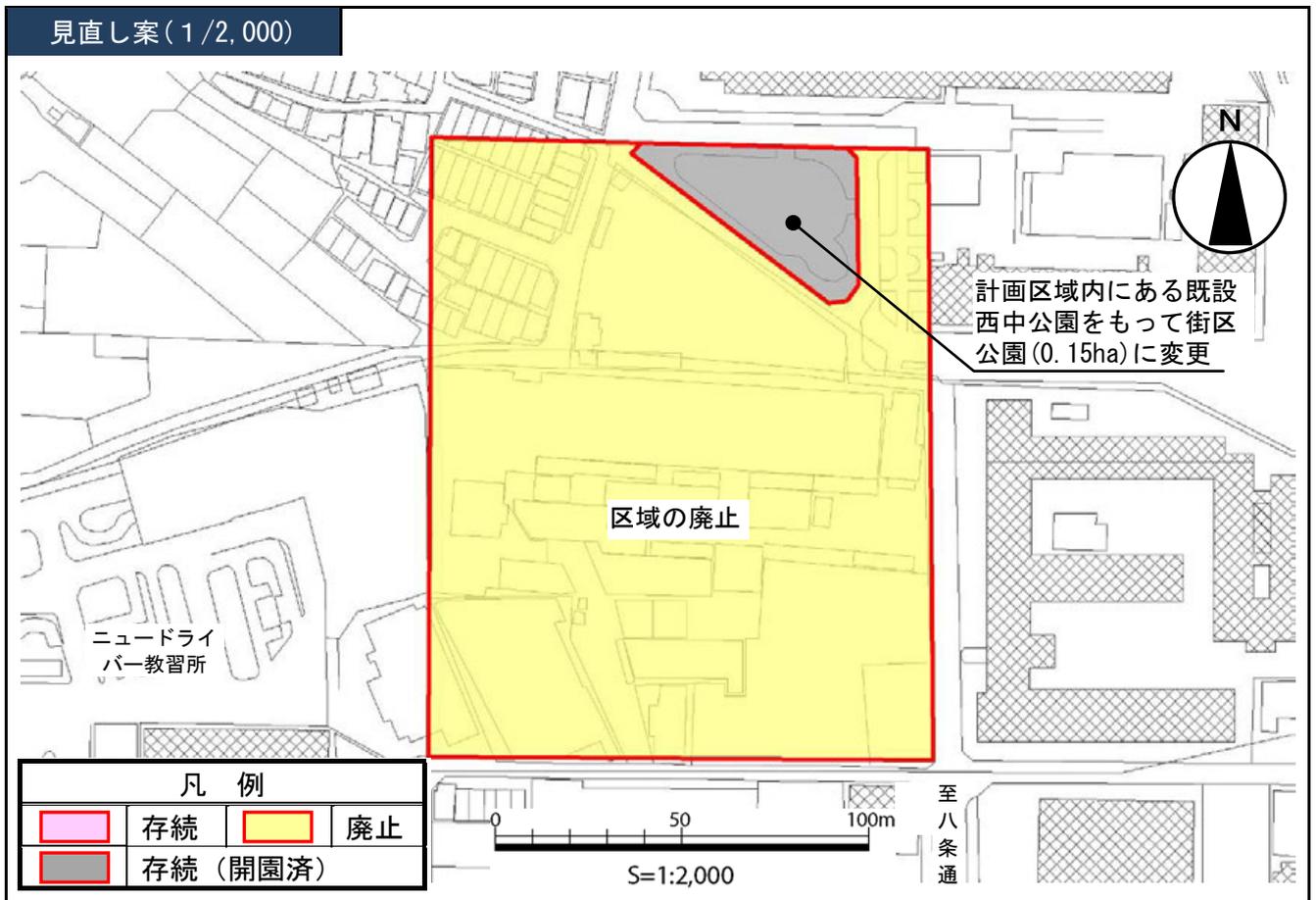
(平成25年1月21日)

西中公園の見直し方針

1. 見直し案



※詳細の評価内容は12西中-2頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合していない	都市計画決定理由（諸施設の整備を図ると共に併せて有事避難の用に供せんとする）は防空緑地としての計画決定であり、現在意義は失われている。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 東大丸公園（近隣公園）の誘致圏域と重複するエリアがあるものの、他の近隣公園の誘致圏域から離れているため、近隣公園の適正配置の観点からは充足していない。
		<公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝1.17 m ² /人 ≤ 5 m ² /人 ※誘致圏の公園・緑地面積：1.17ha（街区公園 1.17ha）÷誘致圏の人口：9,972人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<「みどり」の配置> 誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・天神川・旧天神川（環境保全、景観形成、防災） ・西大路小学校・西京極小学校（防災） ・ニュードライバー教習所（防災） ・ちびっこひろば（レクリエーション）
		<「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝5.18 m ² /人 ≥ 5 m ² /人 ※代替となる「みどり」の面積：5.17ha（上記公園・緑地、天神川 0.38ha、旧天神川 1.09ha、西大路小学校 0.60ha、西京極小学校 0.75ha、ニュードライバー教習所 1.12ha）÷誘致圏の人口：9,972人
5 実現性の評価	実現性が低い	<地域コミュニティの存続への影響> 一団の住宅地（約35戸）を買収する必要があるため、既存の住宅地におけるコミュニティ存続への影響がある。
		<買収対象となる建築物の立地状況> 工場、スポーツ施設、戸建住宅、駐車場
		<関連事業の状況> 西京極地区土地区画整理事業は見直し対象である。
		<早期に整備効果が見込めるか> 工場、スポーツ施設、戸建住宅、駐車場の買収となると、権利者の合意形成及び膨大な用地費・補償費が必要となり、事業の長期化が推定される。 工場、スポーツ施設、戸建住宅、駐車場は買収が必要であり、権利者の合意形成等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。
6 総合評価	廃止が妥当	広域避難場所として西京極運動公園が近接していることから、計画区域から未着手部分を削除しても防災上の問題はない。

※[]は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し案	区域の一部廃止 (2.71ha⇒0.15ha)
評価内容	未着手区域における工場、スポーツ施設、戸建住宅、駐車場の買収は困難と推定されること、また、広域避難場所として西京極運動公園が近接していることから、未着手区域は廃止とする。なお、既設の西中公園をもって街区公園に変更する。

3. 公園の概要

公園名称（ふりがな）	西中公園（にしなかこうえん）	都市計画番号	49																
公園位置	南区吉祥院西ノ庄向田町他 （開園部：右京区西京極中沢町）	公園種別	近隣公園																
都市計画決定告示（当初）	昭和18年5月6日	区域面積（当初）	2.71ha																
事業認可	昭和18年5月6日 2.71ha	経過年数（平成24年3月31日基準）	68年																
都市計画決定理由等	<p>京都市においては近時人口密度の激増に伴い人家の密集また著しく為に緑地等漸次減少の傾向あり市民の保健衛生に及ぼす影響少なからざるものを以て新たに都市計画公園一ヶ所を追加し以て諸施設の整備を図ると共に併せて有事避難の用に供せんとするものなり。</p> <p>※防空緑地として計画決定 ※時代背景：第二次世界大戦</p>																		
都市計画決定告示（最終）	昭和30年5月27日（49号）	区域面積（最終）	2.71ha																
都市計画変更の内容	番号の変更	用途地域（容積率）	工業地域、準工業地域（200%）																
都市計画施設等	西京極地区土地区画整理事業区域内（全域で未着手）																		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし																		
地域防災計画	位置付けなし																		
位置図（1/25,000）	（西中公園の誘致圏域と周辺における同種（近隣公園）都市計画公園の誘致圏域）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>見直し対象公園</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記の誘致圏域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種都市計画公園誘致圏域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同上（未着手有）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関連土地区画整理事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市計画公園（開園済）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市計画公園（未着手）</td> </tr> </tbody> </table>				凡例			見直し対象公園		上記の誘致圏域		同種都市計画公園誘致圏域		同上（未着手有）		関連土地区画整理事業		都市計画公園（開園済）		都市計画公園（未着手）
凡例																			
	見直し対象公園																		
	上記の誘致圏域																		
	同種都市計画公園誘致圏域																		
	同上（未着手有）																		
	関連土地区画整理事業																		
	都市計画公園（開園済）																		
	都市計画公園（未着手）																		

開園状況	一部開園済	公園設置年月日	平成9年3月27日
------	-------	---------	-----------

現在の開園面積	0.15ha	未着手面積	2.56ha(未着手率：94.5%)
---------	--------	-------	--------------------

整備の経過と現在の状況	昭和18年に防空緑地として決定し、一度は用地が確保されたが、戦時中、食料事情により耕作地としていたため、戦後、自作農創設特別措置法(農地改革, 昭和21年)の対象となり、政府が買収して耕作者に払い下げられたと推定される。その後宅地化が進行した。開園区域の西中公園(1,482㎡)は平成9年に開園している。(開園部の位置：右京区西京極中沢町) 施設の現況：多目的広場、滑り台、ブランコ、パーゴラ等
-------------	--

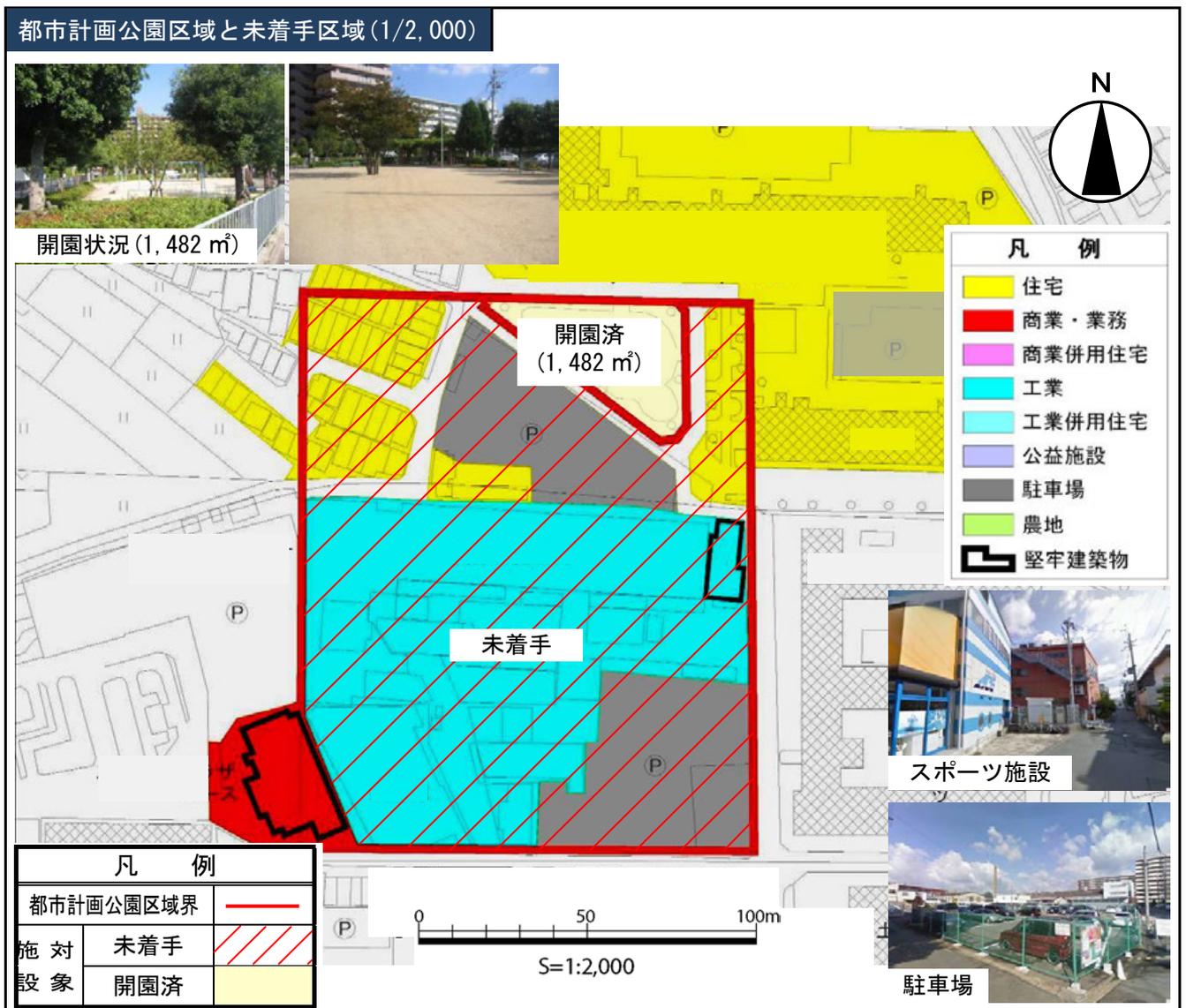
未着手部分の土地利用	工場、スポーツ施設、戸建住宅、駐車場		
	整備に向けた必要事項	用地買収 移転補償	未着手部分 2.6ha うち民有地 1.9ha 店舗・工場及び住宅(約35戸)

樹林地等の有無	該当なし。
---------	-------

現時点での整備予定	現時点で整備予定はない。
-----------	--------------

整備の遅れによる地域の問題・課題	都市計画法第53条により計画区域内での建築行為が制限され、土地の高度利用ができない。
------------------	--

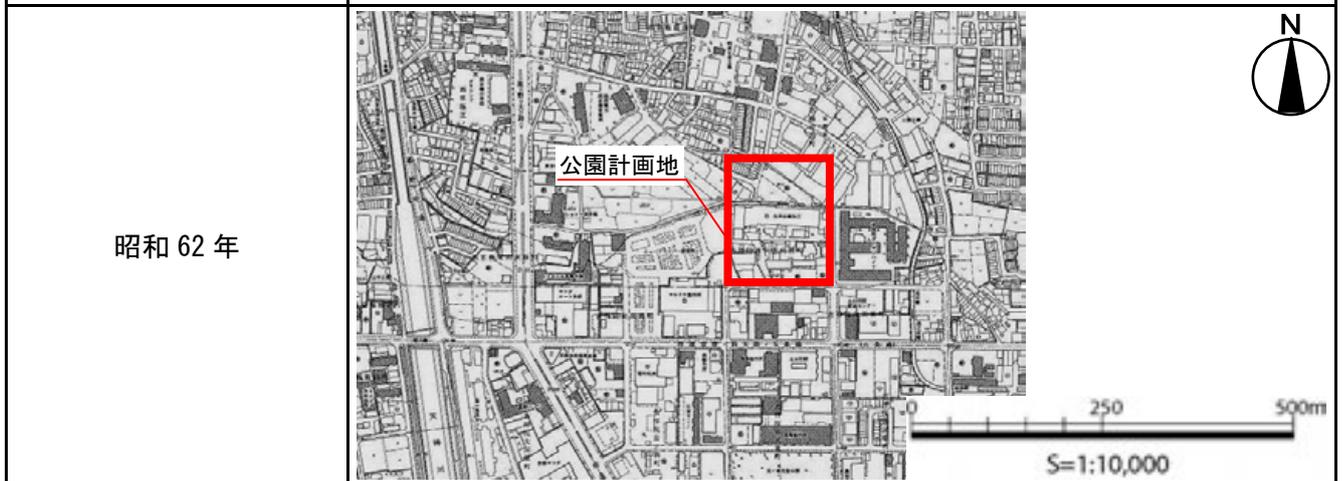
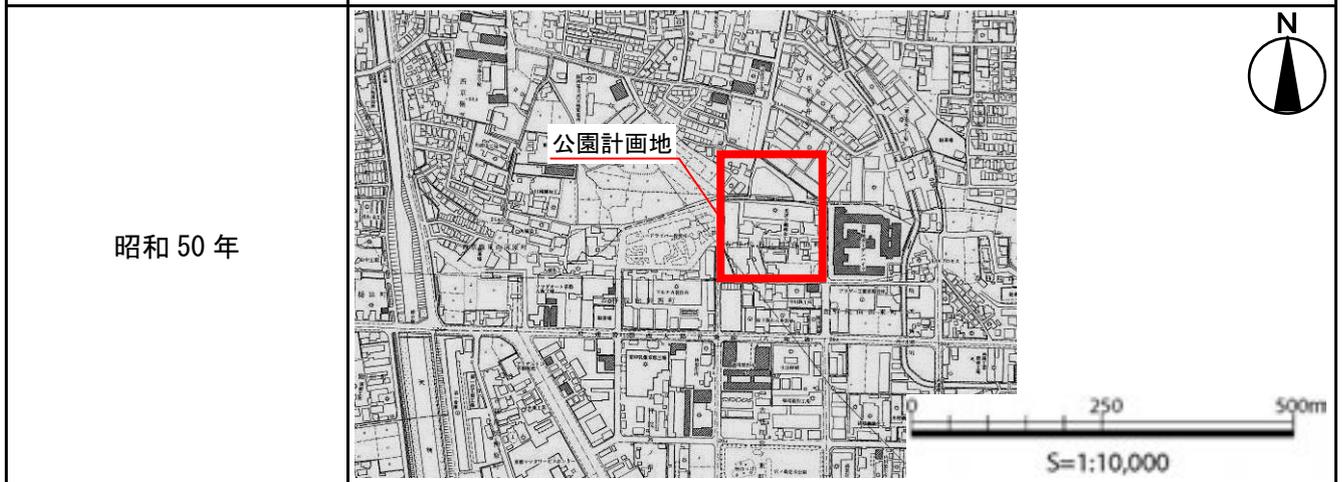
都市計画決定と開園部の整合状況	都市計画決定面積と開園面積の不整合はない。
-----------------	-----------------------



公園周辺の市街化の変遷 昭和40年の地図から、公園計画地を含む周辺地域は、農地の中に工場が点在している地域であった。その後、周辺農地の宅地化が進展し、昭和62年にはほぼ周辺区域全域が市街化されている。

現在人口及び人口密度(誘致圏内の町丁目人口) 人口：10,455人、面積：82.3ha、人口密度：127.0人/ha
 (誘致圏を構成する概ねの町別(21町)人口(国勢調査(H22.10.1))及び面積の合計)
誘致圏域(78.5ha)に換算した人口：9,972人

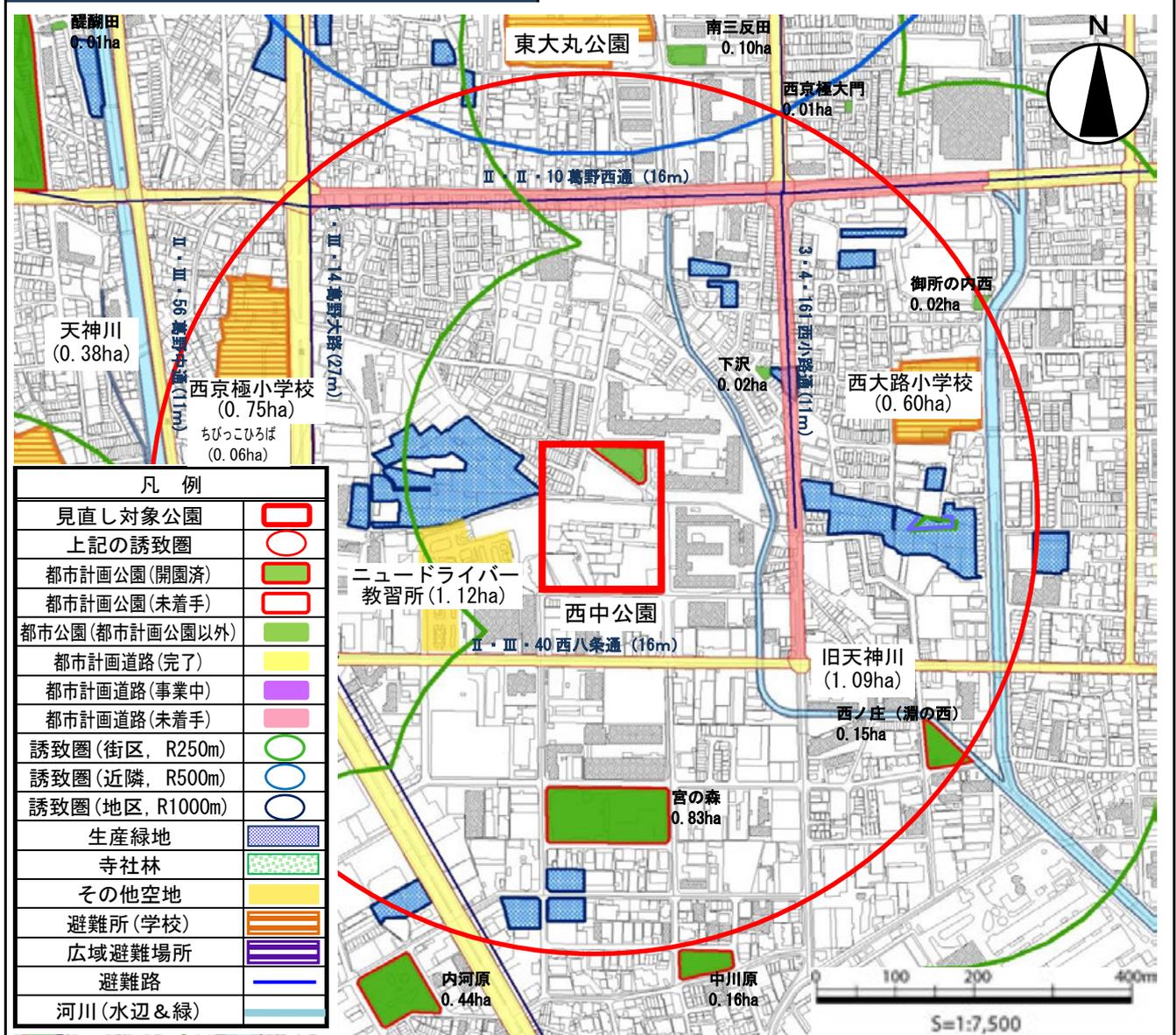
市街化の変遷図 1/10,000



都市公園等の配置状況	近隣公園以上	誘致圏内	—
	街区公園	誘致圏外	・(都)東大丸公園(1.1ha, 900m北) ・(都)西中公園(0.15ha, 開園部分) ・(都)宮の森公園(0.83ha, 300m南) ・(都)西ノ庄公園(0.15ha, 500m南東) ・下沢公園(0.02ha, 200m北東) ・御所の内西公園(0.02ha, 500m北東)
		誘致圏内(小計: 1.17ha)	・(都)内河原公園(0.44ha, 500m南) ・(都)中河原公園(0.16ha, 500m南) ・南三反田公園(0.10ha, 500m北)
	その他緑地	誘致圏外	—
その他空地	誘致圏内(小計: 4.00ha)	・天神川(0.38ha) ・旧天神川(1.09ha) ・西大路小学校(0.60ha) ・西京極小学校(0.75ha) ・ニュードライバー教習所(1.12ha) ・ちびっこひろば(0.06ha)	

避難施設等の分布状況	広域避難場所	西京極運動公園(800m北西)及び桂川左岸(800m西)
	避難所	西大路小学校(400m東), 西京極小学校(500m西): 誘致圏内
	避難路	葛野西通(16m, 南北, 未着手), 葛野大路(27m, 南北), 御陵六地藏線(11m, 東西, 未着手)

周辺の都市公園等と防災面の状況(1/7,500) (都市公園, その他緑地, 避難施設等の分布状況)



No.13

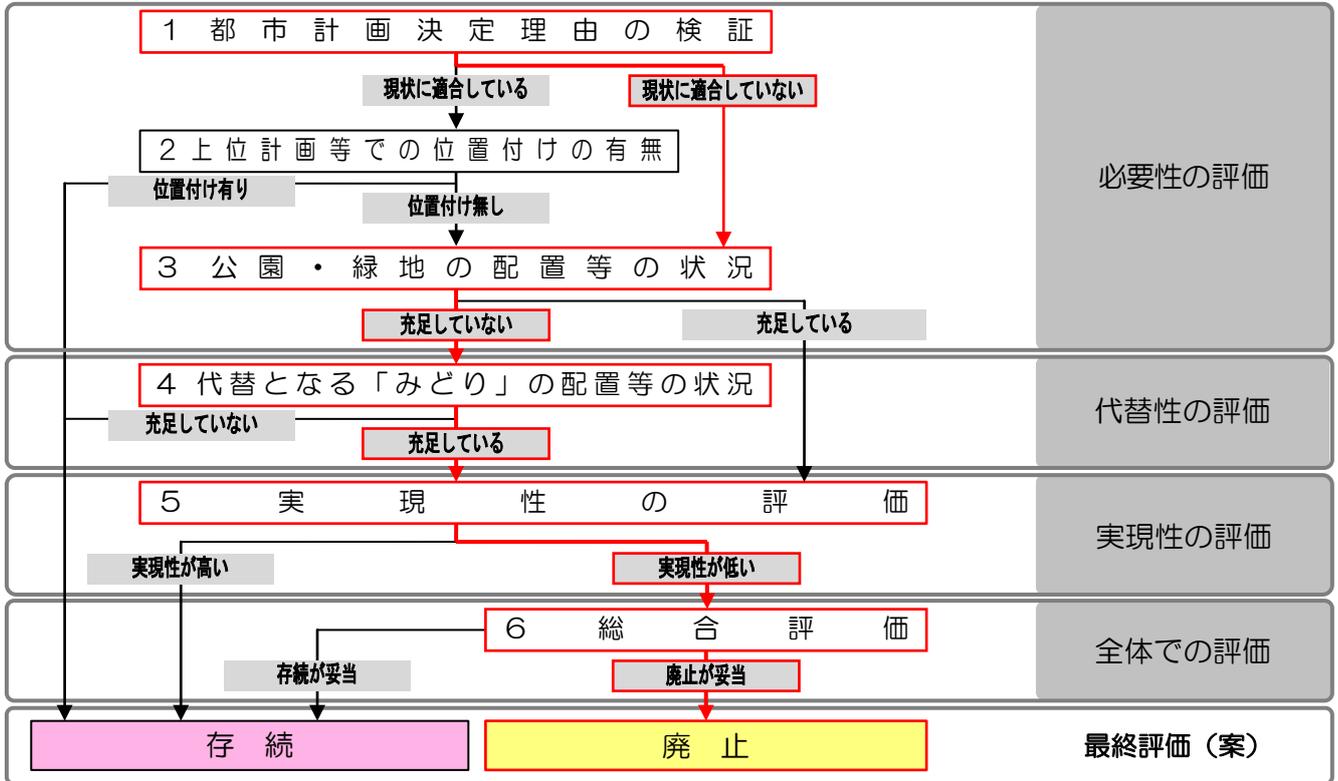
公園・緑地の評価調書

54 朱雀公園

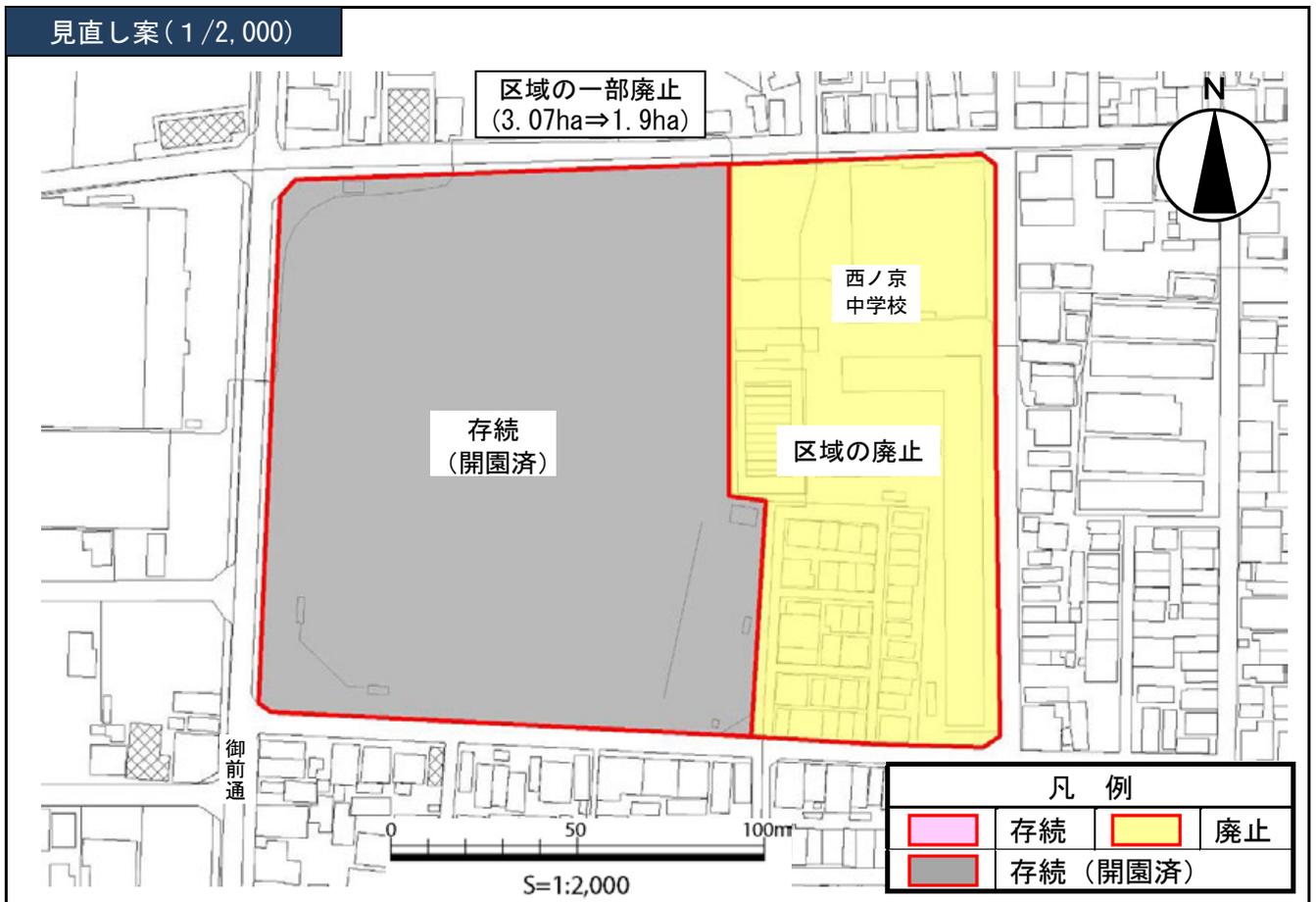
(平成25年1月21日)

朱雀公園の見直し方針

1. 見直し案



※詳細の評価内容は13朱雀-2頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合していない	都市計画決定理由（防空上遺憾の点少なからず有事の際まことに寒心に堪えざるもの）は防空緑地としての計画決定であり、現在意義は失われている。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<p><公園・緑地の配置> 二条公園（近隣公園）の誘致圏域と一部重複するエリアがあるものの、同公園は実質未開園であり、他の近隣公園の誘致圏域は離れているため、近隣公園の適正配置の観点から充足していない。</p> <p><公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝2.49 m²/人 ≤ 5m²/人 ※誘致圏の公園・緑地面積：2.64ha（近隣公園 1.91ha, 街区公園 0.73ha）÷誘致圏の人口：10,605人</p>
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<p><「みどり」の配置> 誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR二条駅前広場（環境保全、景観形成、防災） ・朱雀第四、六小学校（防災） <p><「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝5.14 m²/人 ≥ 5m²/人 ※代替となる「みどり」の面積：5.56ha（上記公園・緑地、JR二条駅前広場 0.90ha, 西ノ京中学校（開園済扱いのグラウンド部除く）0.50ha, 朱雀第四小学校 0.79ha, 朱雀第六小学校 0.73ha）÷誘致圏の人口：10,605人</p>
5 実現性の評価	実現性が低い	<p><地域コミュニティの存続への影響> 一団の住宅地（約50戸）を買収する必要があるが、既存の住宅地におけるコミュニティ継続上の課題が発生することが推定される。</p> <p><買収対象となる建築物の立地状況> 一団の住宅地（約50戸）、西ノ京中学校（校舎、体育館、プール）</p> <p><関連事業の状況> 関連事業はない。</p> <p><早期に整備効果が見込めるか> 一団の住宅地の買収及び西ノ京中学校の移転となると、権利者の合意形成及び代替地の確保等が必要となり、事業の長期化が推定される。</p> <p>一団の住宅地の買収及び西ノ京中学校の移転が必要であり、権利者の合意形成及び代替地の確保等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。</p>
6 総合評価	廃止が妥当	未着手区域にある西ノ京中学校敷地は市有地であり他の土地利用が行われる可能性は低い。また、広域避難場所である二条城と近接しているため、防災上の問題はない。

※[] は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。

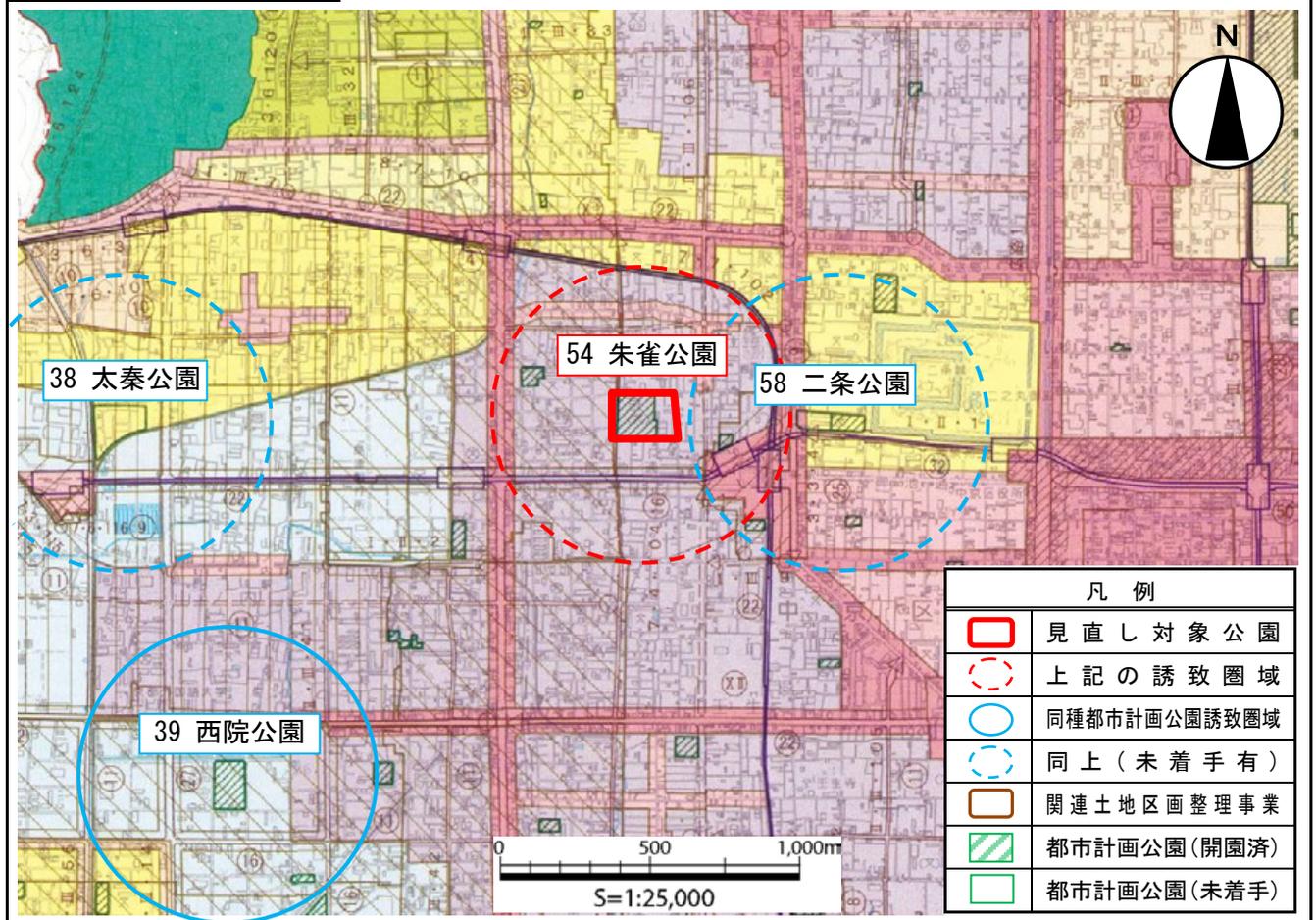


見直し案	区域の一部廃止 (3.07ha⇒1.9ha)
評価内容	未着手区域における一団の住宅地の買収や西ノ京中学校の移転は困難と推定されること、広域避難場所として二条城と近接していることから、未着手区域は廃止とする。

3. 公園の概要

公園名称（ふりがな）	朱雀公園（しゅじやくこうえん）	都市計画番号	54
公園位置	中京区西ノ京船塚町他	公園種別	近隣公園
都市計画決定告示（当初）	昭和19年2月28日	区域面積（当初）	3.07ha
事業認可	昭和19年2月28日 2.64ha 昭和24年3月25日 1.754ha	経過年数 （平成24年3月31日基準）	68年
都市計画決定理由	<p>京都市においては近時人口密度の激増に伴い人家の密集著しく防空上遺憾の点少なからず有事の際まことに寒心に堪えざるものあるを以て新たに本市の略中央に都市計画公園一箇所を追加すると共にその一部を都市計画事業として決定しこれを昭和十八年度において京都市長をして執行せしめんとす。</p> <p>※防空緑地として計画決定 ※時代背景：第二次世界大戦</p>		
都市計画決定告示（最終）	昭和30年5月27日(54号)	区域面積（最終）	3.07ha
都市計画変更の内容	番号の変更	用途地域 （容積率）	準工業地域 (200%)
都市計画施設等	—		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし		
地域防災計画	都市計画公園区域内にある西ノ京中学校が「避難所」に位置付け		

位置図（1/25,000）（朱雀公園の誘致圏域と周辺における同種（近隣公園）都市計画公園の誘致圏域）



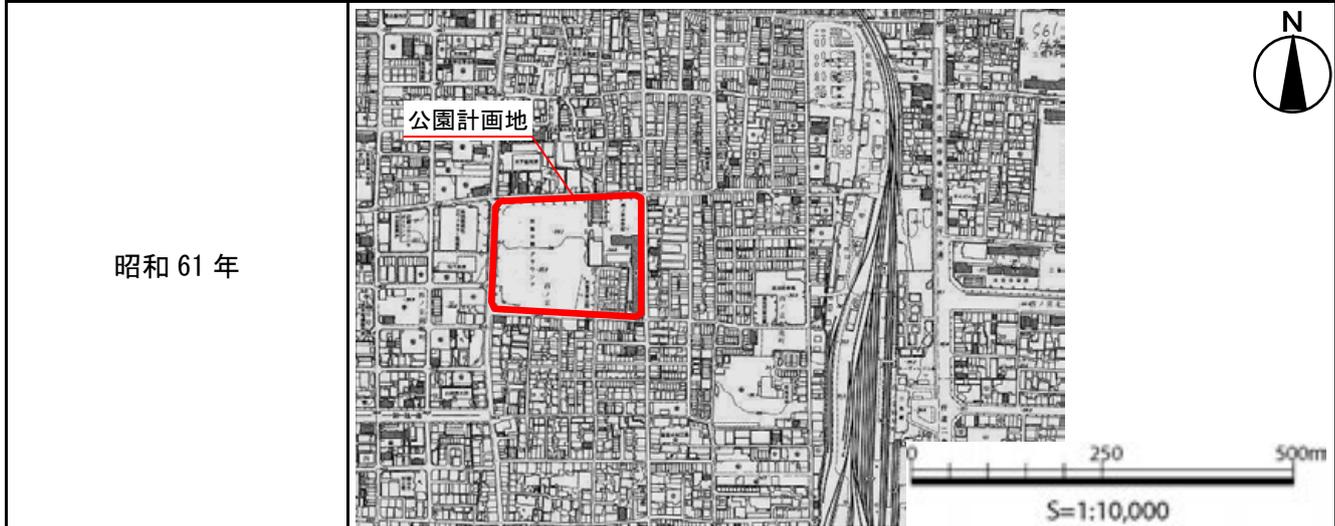
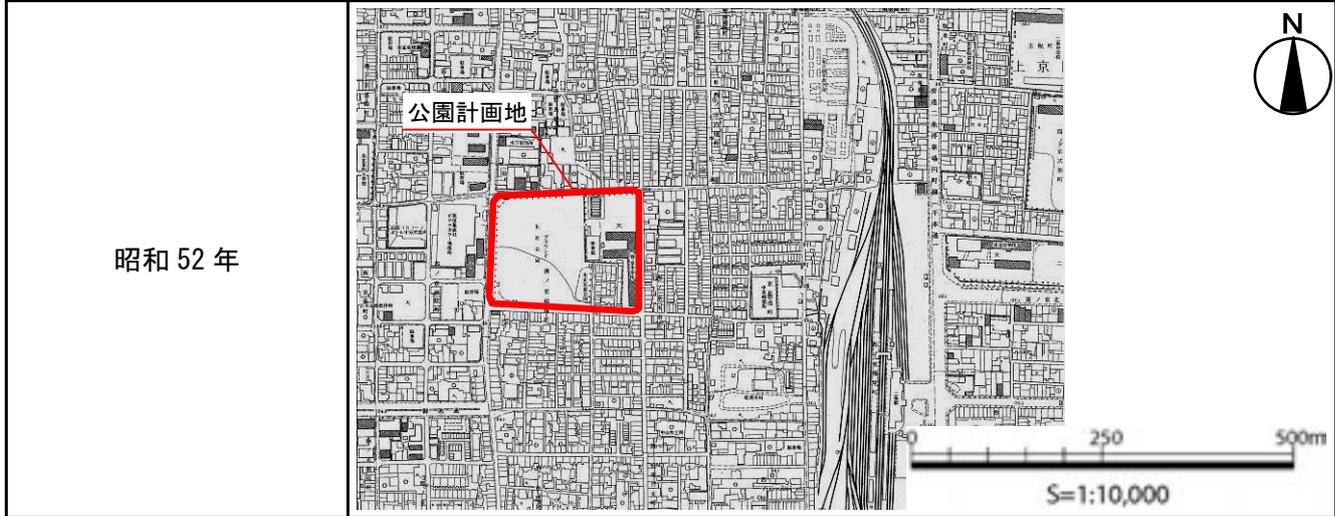
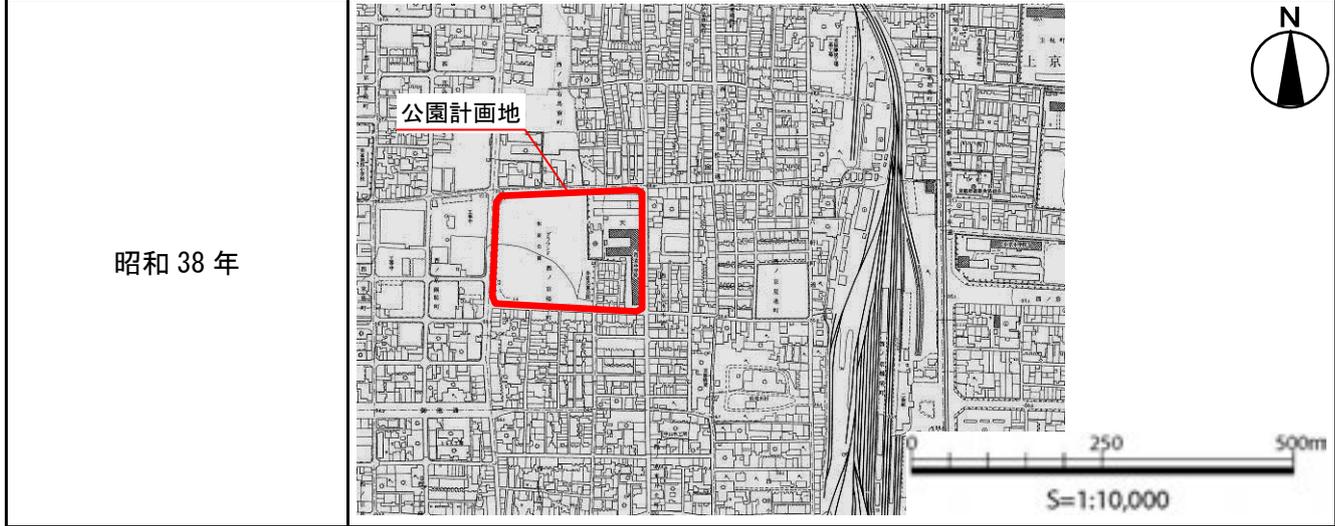
開園状況	一部開園済	公園設置年月日	昭和24年7月21日
現在の開園面積	1.91ha	未着手面積	1.16ha(未着手率:37.8%)
整備の経過と現在の状況	昭和19年防空緑地として計画決定後、事業着手し、昭和24年に開園。 昭和24年西ノ京中学校が現在地に移転。 現在、都市公園であるが、西ノ京中学校のグラウンドとしても利用されており、学校が使用しない土日等は有料グラウンドとして一般利用が可能。 施設の現況：有料運動公園グラウンド(西ノ京中学校グラウンドを兼ねる) 広場、滑り台、シーソー、パーゴラ等		
未着手部分の土地利用	未着手部分の大部分が西ノ京中学校敷地(昭和24年4月現在地に移転、8,356㎡、市有地)であり、校舎(3F)や体育館(昭和60年建築)、テニスコート、プールがある。また、その他の区域は住宅地(約50戸)となっている。		
	整備に向けた必要事項	用地買収 移転補償	未着手部分1.2haうち民有地0.3ha(住宅地) 物件数：約50戸(戸建住宅)
樹林地等の有無	該当なし。		
現時点での整備予定	現時点で整備予定はない。		
整備の遅れによる地域の問題・課題	都市計画法第53条により計画区域内での建築行為が制限され、土地の高度利用ができない。		
都市計画決定と開園部の整合状況	都市計画決定面積と開園面積の不整合はない。		



公園周辺の市街化の変遷 昭和38年の地図では、既に公園計画地に学校が立地し、学校南側も宅地化している。また、公園の周辺地域においても市街地が形成されている。

現在人口及び人口密度(誘致圏内の町丁目人口) 人口：10,619人、面積：78.6ha、人口密度：134.9人/ha
 (誘致圏を構成する概ねの町別(18町)人口(国勢調査(H22.10.1))及び面積の合計)
 誘致圏域(78.5ha)に換算した人口：10,605人

市街化の変遷図 1/10,000



都市公園等の配置状況	近隣公園以上	誘致圏内	・(都)朱雀公園(1.9ha, 開園部分)
		誘致圏外	・(都)二条公園(未着手)(600m東)
	街区公園	誘致圏内 (小計: 0.73ha)	・(都)星池公園(0.17ha, 200m東) ・(都)西ノ京公園(0.45ha, 400m西) ・(都)梶尾公園(0.23haのうち0.11ha, 500m南東)
		誘致圏外	・新建公園(0.09ha, 500m南西)等
その他緑地	誘致圏内	—	
その他空地	誘致圏内 (小計: 3.64ha)	・JR二条駅前広場(0.72ha, 0.33haのうち0.18ha) ・西ノ京中学校(0.50ha, 開園済扱いのグラウンド除く) ・朱雀第四小学校(0.79ha) ・朱雀第六小学校(0.73ha)	

避難施設等の分布状況	広域避難場所	二条城, 島津製作所三条工場北グラウンド
	避難所	西ノ京中学校(公園と重複), 朱雀第四, 六小学校: 誘致圏内
	避難路	千本通(22m), 西大路(27m)(南北), 御池通(22m, 東西)

